

ご自身とご家族のための生涯保障



の発売について

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 松尾 憲治)は、2012年8月27日から、5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険「介護のささえ」を発売します。

「介護のささえ」は、「ご自身の介護にかかるご家族の経済的・精神的負担の軽減」をコンセプトに、保障内容を介護保障に特化し、保険料水準にも配慮した中高年齢向け商品です。住宅改修費用や介護施設入居費用に活用できる「一時金」や、在宅介護での介護費用や介護施設入居後の食費・居住費などを補完する「一生涯の年金」をお支払いし、軽度から重度介護状態まで幅広く保障します。支払事由は公的介護保険制度にも連動し、わかりやすくシンプルな保障となっています。

当社は中期経営計画において、介護保障分野を死亡・老後・医療保障に次ぐ「第4の柱」と位置づけ、2011年11月に介護総合情報ポータルサイト「MY介護の広場」を開設、2012年3月に介護付有料老人ホーム「サンビナス立川」を買収・子会社化し、介護施設運営事業に参入しました。超高齢社会を支える生命保険会社として社会的役割を果たせるよう、今後とも介護関連サービスのいっそうの充実に努めてまいります。

主なポイント

1 「要介護1」以上で、「一時金」(注1)をお支払いし、以後の保険料はいただきません(注2)

- 公的介護保険制度の「要介護1」以上、または寝たきり・認知症で所定の要介護状態に該当したとき、住宅改修費用等に対応できる「軽度介護一時金」をお支払いします(注1)。
 - 公的介護保険制度の「要介護1」以上に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要になります(注2)。
- (注1)「軽度介護一時金保障特約」を付加した場合です。
 (注2)「軽度介護保険料払込免除特約」を付加した場合です。「要介護1・2」での保険料払込免除は、「要介護1・2」に該当し、その1年後に「要介護1・2」に該当しているなどの条件があります。

2 「要介護3」以上で、「一時金(注3)＋一生涯の年金」をお支払いします

- 公的介護保険制度の「要介護3」以上、または寝たきり・認知症で所定の要介護状態に該当したとき、介護施設入居時に必要な入居費用等に活用できる「介護一時金」をお支払いします(注3)。
 - 公的介護保険制度の「要介護3」以上、または寝たきり・認知症で所定の要介護状態に該当したとき、介護費用などの継続的な支出に対応できる「介護終身年金」をお支払いします。
- (注3)「介護一時金保障特約」を付加した場合です。

3 さまざまなニーズに対応できるよう、死亡給付金額が異なる2つのタイプをご用意します

- 主契約の死亡給付金の型は、死亡保障と解約返戻金を抑え、介護保障に特化した「1倍型」と、死亡と介護をあわせて保障し解約返戻金にも配慮した「5倍型」をご用意し、お客さまのさまざまなニーズにお応えします。

* 公的介護保険制度に関する記載は2012年7月現在の制度に基づくものです。

1. 開発の背景

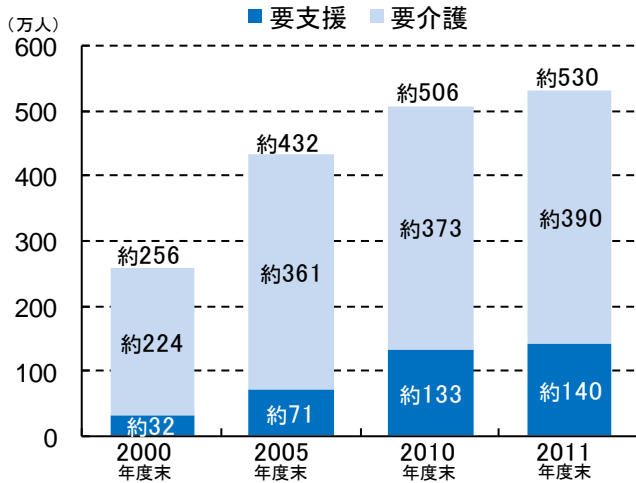
高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数は約10年で2倍近くに増加するなど年々増加する一方、多くの方が介護に対する不安を感じているものの、私的準備が進んでいないのが現状です。

「要介護3」以上の要介護状態では、施設介護を利用する方も多く、生活費や介護費用といった継続的な支出に備えるための終身年金に加え、施設入所時の一時的な費用に備える一時金が必要になります。また、施設介護を利用されない場合、多くは同居のご家族がほとんど終日介護をされるなどご家族の負担は大きく、負担軽減のためには追加の介護サービスの利用などといった費用負担が発生します。

このような状況をふまえ、一時金と一生涯の年金(終身年金)で、要介護状態になった場合の費用負担に幅広く備えられる介護保障商品「介護のささえ」を発売しました。

要支援・要介護認定者数の推移

高齢化に伴い、要支援・要介護の認定者数が約10年間で倍増しています。

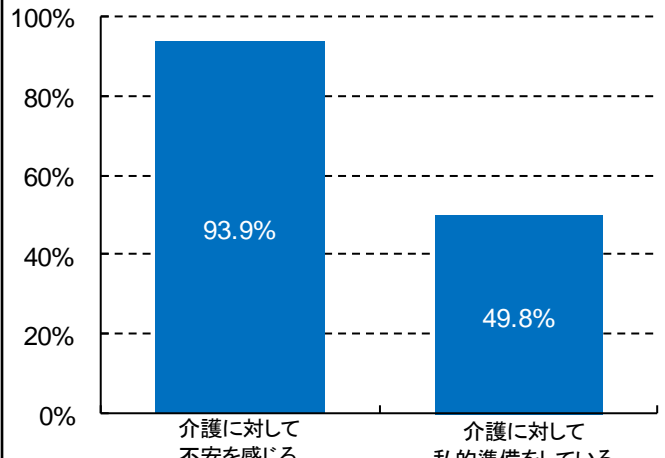


出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成12年度年報、平成17年度年報、平成22年度年報)、「介護保険事業状況報告(暫定)」(平成24年3月分月報)

介護保障に対する考え方

50歳代の90%以上が介護に対して「不安を感じる」と回答していますが、「私的準備をしている」方は49.8%の現状です。

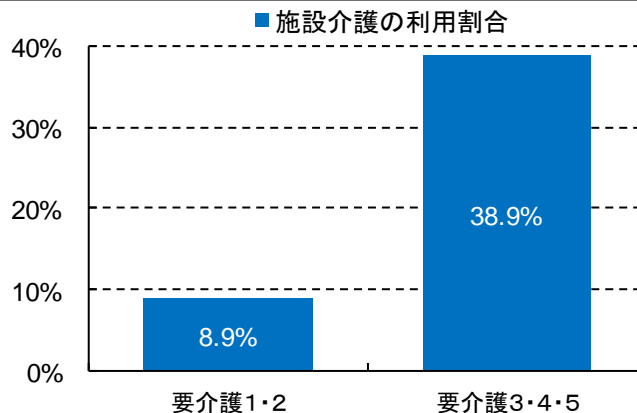
※50歳代の調査結果



出典:生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」

施設介護の利用状況

施設介護の利用状況は、「要介護1・2」では1割未満ですが、「要介護3・4・5」では4割近くまで高くなります。



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」(平成24年3月分月報)を参考に当社推計
 ※居宅(介護予防)サービス受給者数、地域密着型(介護予防)サービス受給者数、施設サービス受給者数の合計に占める施設サービス受給者数の割合

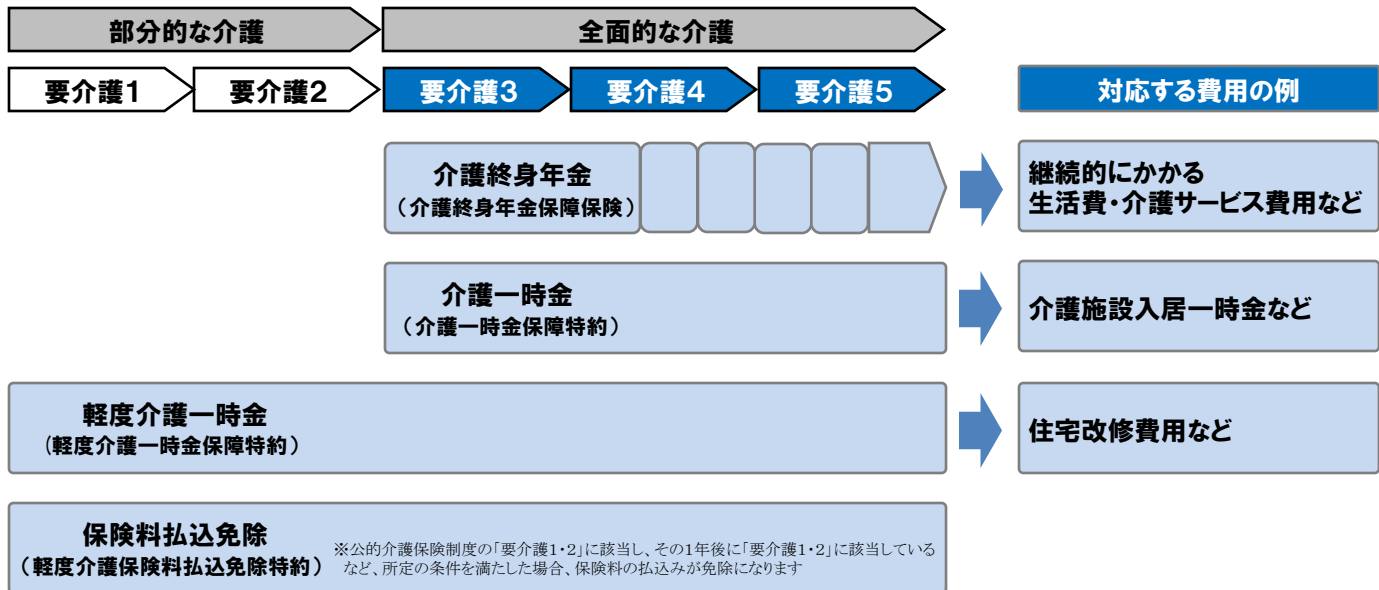
2. 主な特徴

ポイント

- 公的介護保険制度の「要介護3」以上など所定の要介護状態になった場合、一生継続く「介護終身年金」をお支払いします。
- また、「要介護1」以上で一時金をお支払いする「軽度介護一時金保障特約」と、「要介護3以上」で一時金をお支払いする「介護一時金保障特約」を付加することで幅広い介護費用リスクに対応できます。
- さらには、「要介護1」以上で以後の保険料の払込みを免除する「軽度介護保険料払込免除特約」(注)を付加することで、要介護認定後の保険料負担をなくします。

(注)「軽度介護保険料払込免除特約」は、公的介護保険制度の「要介護1・2」に該当し、その1年後に「要介護1・2」に該当しているなど、所定の条件を満たした場合、保険料の払込みが免除になります。

しくみ図(介護保障部分)



- ※ 契約年齢範囲は40～80歳を取り扱います(満年齢40歳未満は取り扱いません)。
- ※ 保険期間は主契約・特約とも終身、保険料払込期間は1倍型は終身、5倍型は有期と終身を取り扱います。
- ※ 有期払込の場合、軽度介護保険料払込免除特約は付加できません。
- ※ 主契約の年金年額は48万円(49歳以下は60万円)から300万円の範囲内とします。ただし、軽度介護保険料払込免除特約を付加した場合の最高年金年額は、死亡給付金倍率と年齢によって300万円未満となることがあります。

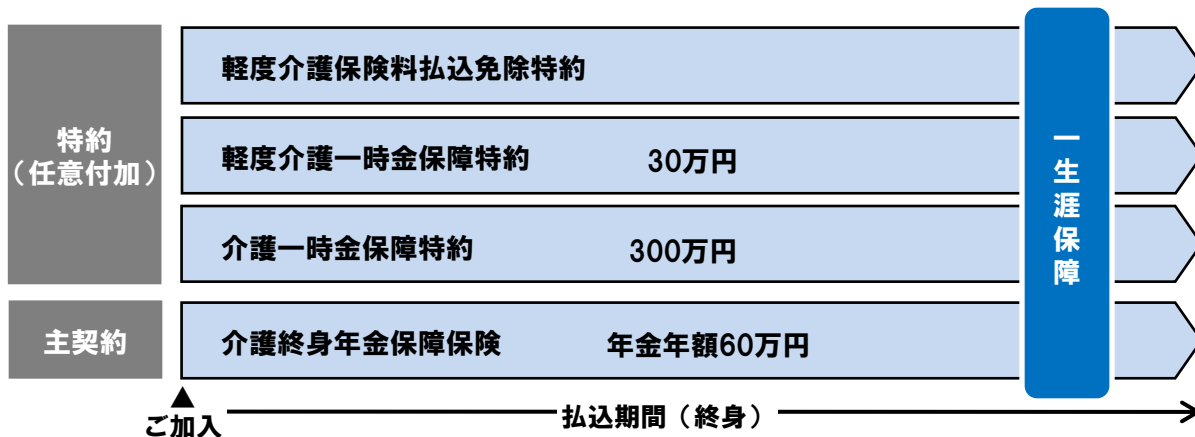
「介護のささえ」の死亡保障について

- 死亡保障に対するお客さまのニーズに柔軟にお応えできるよう、主契約の死亡給付金について、死亡給付金が介護終身年金年額と同額の「1倍型」(注1)と、死亡給付金が介護終身年金年額の5倍の「5倍型」(注2)の2つのタイプをラインアップしています。
- なお、有期払込の場合、介護一時金保障特約と軽度介護一時金保障特約にも死亡給付金(注3)があります。
 - (注1) 介護終身年金をお支払いしていない場合、介護終身年金年額と同額の死亡給付金をお支払いします。(介護終身年金支払い後は死亡給付金はありません。)
 - (注2) 介護終身年金年額×(5-介護終身年金を支払った回数)の死亡給付金をお支払いします。(計算した死亡給付金がゼロ以下となる場合は死亡給付金はありません。)
 - (注3) 積立金相当額の死亡給付金をお支払いします。

3. ご契約例・保険料例等

(1) ご契約例 (契約年齢40・50・60歳／死亡給付金1倍型／終身払込)

介護終身年金保障保険(主契約)	年金年額	60万円
介護一時金保障特約	特約一時金額	300万円
軽度介護一時金保障特約	特約一時金額	30万円
軽度介護保険料払込免除特約	—	付加



(2) 保険料例 (月掛・口座振替料率)

契約年齢	男性	女性
40歳	5,703円	7,851円
50歳	8,190円	11,421円
60歳	12,696円	18,000円

保険料率は2012年9月2日現在

「MY介護の広場」について

- 介護に関するさまざまな情報・サービスをご提供する総合情報ポータルサイトです。
- 全国の有料老人ホーム等の施設情報検索や介護保険の基礎、高齢者向け料理レシピなどの役立つ知識・情報だけでなく、介護費用について「介護とお金」というテーマでわかりやすくご説明しています。
- 動画「早わかり！介護のはなし」(2012年8月公開予定)や「介護費用の悩み事例集」「予算別事例集」等のケーススタディも充実し、「介護のささえ」による事前準備の必要性が実感できるようになっています。
- 会員登録(無料)により、メールマガジンによる情報配信サービスや、病院検索機能、Q&A掲示板などご利用できます。
- URL: <http://www.my-kaigo.com> (運営:明治安田システム・テクノロジー(株))



【早わかり！介護のはなし(動画)】
(2012年8月18日公開予定)

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は「商品パンフレット」等をご覧ください。

<参考> 支払事由

(1) 介護終身年金保障保険(主契約)

種類	支払事由	年金額・給付金額
介護終身年金 (注1、2)	1. 第1回の介護終身年金 被保険者が責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、次のいずれかの条件を満たしたとき (1) 公的介護保険制度の「要介護3、4または5」と認定され、その効力が生じたとき (2) 寝たきり・認知症による要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき	介護終身年金年額
	2. 第2回以後の介護終身年金 上記の第1回の介護終身年金が支払われた場合で、被保険者が年金支払日(注3)に生存しているとき	
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	別表に定める金額(注4)

(注1) 第1回の介護終身年金の年金支払開始後は保険料の払込みは不要です

(注2) 5倍型の場合、将来の介護終身年金および死亡給付金の受取りに代えて一時金での受取りが可能です

(注3) 第1回の介護終身年金の支払事由発生日の年単位の応当日

(注4) 死亡給付金額

型	給付金額
1倍型	介護終身年金を支払っていないとき、介護終身年金年額と同額(※1)
5倍型	介護終身年金年額×(5－介護終身年金を支払った回数)(※2)

(※1) 介護終身年金を支払った後は死亡給付金はありません

(※2) 計算した死亡給付金額がマイナスになる場合は死亡給付金はありません

(2) 介護一時金保障特約

種類	支払事由	一時金額・給付金額
介護一時金	被保険者が責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、次のいずれかの条件を満たしたとき 1. 公的介護保険制度の「要介護3、4または5」と認定され、その効力が生じたとき 2. 寝たきり・認知症による要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき	介護一時金額
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	終身払込: なし 有期払込: 積立金相当額

(3) 軽度介護一時金保障特約

種類	支払事由	一時金額・給付金額
軽度介護一時金	被保険者が責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、次のいずれかの条件を満たしたとき 1. 公的介護保険制度の「要介護1または2」と認定され、その効力が生じたとき 2. 主契約の介護終身年金の支払事由に該当したとき	軽度介護一時金額
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	終身払込: なし 有期払込: 積立金相当額

(4) 軽度介護保険料払込免除特約

払込免除事由
軽度介護一時金保障特約の軽度介護一時金の支払事由が発生した日から1年を経過した時点で、被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、公的介護保険制度の「要介護1または2」と認定され、その効力が生じたとき。または、1年を経過後に認定され、その効力が生じたとき